

平泉町エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、エネルギー価格の高騰等による費用の増加に直面している中小企業者等に対し、その影響を緩和することを目的として、当該中小企業者等が事業に要したエネルギー費の一部に対し、平泉町エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、平泉町補助金交付規則（昭和35年平泉町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし、宿泊業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）の旅館業の規定による。）、同法同条第5項に規定する小規模企業者及び日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）上の中分類79その他生活関連サービス業又は小分類854老人福祉・介護事業若しくは小分類855障害者福祉事業を営む法人をいう。ただし、日本標準産業分類上の大分類A農業、林業又はB漁業のみを営む会社、個人及び小規模企業者並びに次のいずれかに該当する中小企業者は除く（ただし、平泉町原油高騰対策運送事業者等支援金の交付決定を受けた事業者及び日本標準産業分類上の小分類854老人福祉・介護事業若しくは小分類855障害者福祉事業を営む法人は、この限りでない。）。

ア 発行済み株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中小企業者以外のもの（以下「大企業等」という。）が所有している事業者

イ 発行済み株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業等が所有している事業者

ウ 大企業等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

(2) エネルギー費 中小企業者等が事業活動に供するガソリン、軽油、灯油、

重油及びその他事業に必要な燃料費並びに水道光熱費（ただし、水道料を除く。）のうち任意のものをいう。

(3) 認定機関 町がエネルギー費増加の認定を委託する機関をいう。

（交付対象者）

第3 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 平泉町内に店舗又は事業所を有し、事業を行っている中小企業者等であること。

(2) 申請日時点において、事業を継続していて、対象店舗又は事業所を閉鎖又は休業していないこと。また、支援金受給後も、事業を継続する意思があること。

(3) 平泉町暴力団排除条例（平成27年平泉町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号及び第4号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。

(5) 政治団体でないこと。

(6) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(7) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(8) 平泉町公共交通事業者燃料価格高騰緊急対策支援金又は平泉町エネルギー価格高騰対策指定管理者給付金を受給していないこと。

(9) その他町長が適当でないと認める者でないこと。

（交付対象経費）

第4 支援金の対象となる経費は、令和4年4月から令和4年11月までの8箇月間のうち任意の月において、交付対象者が事業のために購入したエネルギー費とする。ただし、交付対象者が令和4年度において平泉町中小企業等経営支援金交付要綱（令和4年平泉町告示第26号）に基づく平泉町中小企業等経営支援金を受給した者の場合は、令和4年8月から令和4年11月までの4箇月間のうち任意の月において、交付対象者が事業のために購入したエネルギー費とする。

2 前項に規定するエネルギー費は、平泉町内に存する店舗又は事業所にて行われた事業活動のために使用又は購入したエネルギー費に限る。

(支援金の額)

第5 支援金の額は、第4に規定する交付対象経費の合計額と、前年同月において購入したエネルギー費の合計額の差額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。ただし、前年同月においてエネルギー費の購入実績がない場合は、対象外とする。

2 第4第1項ただし書きの適用を受ける者の支援金の額は、5万円を限度とする。

(交付申請)

第6 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4及び第5に規定するエネルギー費について、エネルギー費増加状況表（様式第1号別紙）及びエネルギー費の金額がわかる資料を添えて認定機関に提出し、認定機関からの認定を受けなければならない。

2 申請者は、平泉町エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請兼請求書」という。）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) エネルギー費増加状況表（様式第1号別紙。認定機関による認定を受けたもの。）

(2) 平泉町エネルギー価格高騰対策支援金誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7 町長は、第6の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、平泉町エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、支援金を交付すべきでないとき認めるときは、平泉町エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(不当利得の返還)

第8 町長は、支援金の交付を受けた後に偽り又はその他不正の手段により給

付金の交付を受けた者に対しては、支援金の返還を求めることができる。

(書類の整備)

第9 支援金の交付を受けた者は、当該支援金に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する年度の翌年度から起算し、5年を経過する期間保管しなければならない。

2 認定機関は、第6の規定により提出されたエネルギー費増加の認定に関する書類等を整備し、受付日の属する年度の翌年度から起算し、5年を経過する期間保管しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(失効)

第11 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された支援金について、第8及び第9の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。